

# ご注意ください!

消火器の販売・住宅用火災警報器の点検を装ったトラブルが発生しています!



- ・消防法の関係で来ました
- ・住宅用火災警報器の点検です
- ・設置しないと罰金
- ・今だけの特別価格
- ・現金での支払いを強要
- ・単価が高い

あなたのお宅は大丈夫ですか?

消防職員が金銭の要求をすることはありません!

消防職員がご自宅へ訪問して、金銭の要求をすることはありません。  
怪しいと感じた場合は身分がわかるものを提示してもらいましょう。

住宅用火災警報器の点検とは

点検は機器本体の「点検ボタン」を押したり、「点検用の紐」を引っ張ったりするだけなので、個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければできない作業ではありません。

被害にあわないために

気軽に金銭を支払わない!

はっきりと断る!



問い合わせ先 (各消防署・本部)	中央消防署 762-0119	早良消防署 821-0245
東消防署 683-0119	南消防署 541-0219	西消防署 806-0642
博多消防署 475-0119	城南消防署 863-8119	本部査察課 725-6626